

国費投入により国民健康保険料の引き下げを求める意見書

国民健康保険は、1958年の国民健康保険法によって、健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法第25条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制度化されました。

国民健康保険には、事業主負担に相当するものがないため、国庫負担が定められており、国民健康保険の総会計に占める国庫支出金の割合が1980年代には50%を超えていましたが、2017年度では25%程度にまで下がっています。このため、各保険の中で低所得世帯が一番多い国民健康保険は協会けんぽ（全国健康保険協会）より高額で、さらに家族数が多いほど保険料が上がる仕組みが子育て世帯などの家計を圧迫しています。国民健康保険料が上がり、払いたくても支払いが困難な滞納世帯が増加しています。

2018年度より実施された都道府県化のもとでも、保険料は依然として高く、来年度に向けて大阪府からも国への財源確保の要望が出されました。

国民健康保険の構造的課題を抜本的に解決するために全国知事会は中小企業の労働者が加入する協会けんぽ並みの保険料にするため、国に公費1兆円の投入を求めました（2014年7月）。この全国知事会の提案を受け入れ、国民健康保険の保険料を引き下げるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月28日

摂津市議会